

広教委高第 673 号
令和 3 年 8 月 25 日

広島県地方産業教育審議会長 様

広島県教育委員会教育長

「本県におけるこれからの産業教育の在り方」について（諮問）

このことについて、産業教育振興法（昭和 26 年法律第 228 号）第 12 条の規定により、別紙趣旨を添えて貴会の意見を求めます。

広島県地方産業教育審議会の諮問の趣旨

広島県地方産業教育審議会の諮問の趣旨は、次のとおりである。

前回の広島県地方産業教育審議会による「本県の専門高校・専門学科における『次代の産業を担う人づくり』の在り方・方策について」の答申から13年が経過し、人工知能、ビッグデータ等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられたSociety5.0時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものがこれまでとは「非連続」と言えるほど劇的に変わる状況が生じつつある。また、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきていることは、これまでも指摘されてきたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、その指摘が現実のものとなっている。

このような状況の中、専門高校・専門学科においては、科学技術の進展、グローバル化、産業構造の変化等に伴い、必要とされる専門的な知識・技術も変化するとともに高度化しているため、これらへの対応が求められている。

一方、本県では、平成26年12月に「広島版『学びの変革』アクション・プラン」を策定し、各学校において組織的に「課題発見・解決学習」をはじめとした授業改善を進めてきた。その結果、授業改善の基盤となるカリキュラム・マネジメントに自律的・組織的に取り組む体制が整いつつある。また、令和2年10月に「将来にわたって『広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった』と心から思える広島県の実現」を基本理念として策定された「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」では、産業におけるDXを担う人材やイノベーションを創出する人材の育成に取り組むことが掲げられている。

このような状況を踏まえ、「本県におけるこれからの産業教育の在り方」について意見を求めるものであり、次の3点について審議をいただきたい。

- 1 本県の産業の発展を担う職業人として必要な資質・能力について
- 2 社会や産業の変化に対応した教育内容の充実について
- 3 主体的な学びの実現に向けた学習・指導の方法や教育環境の充実について